

社会福祉法人 守谷市社会福祉協議会
令和7年度 児童生徒の福祉活動助成金交付要項

（目的）

第1条 この要項は、今後の地域福祉の担い手となる市内の児童生徒に対して、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕の精神を養うために取り組まれる事業に対し助成金を交付し支援するために必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人守谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

（対象）

第3条 この助成金の交付対象は、守谷市内の小学校、中学校及び高等学校（以下「学校」とする。）とする。

（対象となる事業）

第4条 この助成金の交付対象となる事業は、別表に定める活動とする。

（助成金額）

第5条 助成金額の上限は、一学校あたり30,000円を限度とする。

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を希望する学校は、次に掲げる各号の申請書類を本会会長あてに提出するものとする。

（1）児童生徒の福祉活動助成金交付申請書（様式1）

（2）事業計画書・収支予算書（様式1-2）

（助成の決定）

第7条 本会会長は、学校から前条に定める書類の提出があったときは、その内容を審査し助成の可否を決定する。

(助成金の請求)

第8条 学校長は、助成金の交付決定を受けたときは、本会が指定する期日までに、次に掲げる各号の申請書類を本会会長あてに提出し、助成金を請求するものとする。

(1) 児童生徒の福祉活動助成金交付請求書兼領収書(様式第2号)

(実施報告の提出)

第9条 学校長は、事業完了後2月末日(ただし、土日祝日の場合はその前日)までに、次に掲げる各号の申請書類を本会会長あてに提出するものとする。

(1) 児童生徒の福祉活動助成金交付実績報告書(様式3)

(2) 事業実績報告書(様式3号-2)

(3) 領収書等・事業写真の写し(様式3-3)

(助成金の返還)

第10条 本会会長は、前条の規定による実績報告書等に基づき、助成金の使途等が申請内容と著しく異なる場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

児童生徒の福祉活動助成金 対象事業

児童・生徒の福祉に関する学習、交流、活動等にご活用ください。

内 容	使用例・注意
外部講師を招いた福祉学習会、講演会、上映会等の開催	使用例：講師料、福祉体験学習で使用するアイマスク等の備品購入費、お茶代など。 注 意：本会が実施する福祉体験学習の場合、講師料は必要ありません。
地域交流事業	使用例：地域の方が参加可能なイベント（学園祭、運動会、芋煮会など）の開催費用。 注 意：地域の方を迎え入れるのに必要な費用に限ります。
高齢者や障がい児・者との交流	使用例：交流会で必要な交通費、資材購入、会場使用料、お茶代、など。 注 意：交通費は公共交通機関またはチャーター車の利用に限ります。
福祉施設への訪問、見学、ボランティア活動	使用例：施設までの交通費、お茶代など。 注 意：交通費は公共交通機関またはチャーター車の利用に限ります。
交流目的の花作り	使用例：交流事業でのプレゼント用として生徒・児童が育てるもの、または地域の花壇整備のための花づくりに使用可能。 注 意：校務員や先生が行うもの、学校内の花壇整備で終わるものは除きます。
地域の清掃活動	使用例：ゴミ拾いなどの清掃ボランティアで必要な用具やごみ袋代。 注 意：学校敷地内での活動は対象外です。
ボランティア活動	使用例：ボランティア活動で必要な備品（ビブス、軍手、長靴など）の購入費や交通費。 注 意：交通費は公共交通機関またはチャーター車の利用に限ります。

※その他、上記以外で福祉にかかわる活動を検討している場合はご相談ください。